

広島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

令和5年3月29日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和5年広島県後期高齢者医療広域連合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権管理体制等の整備)

第2条 条例第5条の規則で定める台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合の債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (3) 広域連合の債権の額
- (4) 広域連合の債権の発生及び徴収の履歴に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合の債権の管理の状況を把握するため広域連合長が必要と認める事項

(督促)

第3条 条例第6条の規定による督促は、原則として履行期限の翌日から起算して20日以内に行うものとする。

2 前項の督促において指定する期限は、原則として当該督促を発した日から起算して10日を経過した日とする。

(強制執行等)

第4条 条例第7条に規定する相当の期間は、原則として1年以上とする。

(徴収停止)

第5条 条例第10条第1項に規定する相当の期間は、原則として1年以上とする。

(履行延期の特約等)

第6条 条例第11条の規定により延長された後の履行期限は、原則として履行期限を延長する特約を締結した日又は履行期限を延長する処分を決定した日から起算して1年以内の日とする。

(放棄)

第7条 条例第13条第1項第6号に規定する相当の期間は、原則として1年以上とする。

(議会に報告する事項)

第8条 条例第13条第2項の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の額及び件数
- (3) 放棄の事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連合長が必要と認める事項
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。